

# 東紀州環境施設組合個人情報保護条例

令和3年4月1日  
条例第8号

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 個人情報の適正な取扱い（第6条—第11条）
- 第3章 個人情報の開示、訂正請求等（第12条—第31条）
- 第4章 審査請求（第32条—第35条）
- 第5章 雑則（第36条—第41条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この条例は、東紀州環境施設組合（以下「組合」という。）の保有する個人情報の開示、訂正、削除及び利用停止を請求する個人の権利を保障するとともに、個人の尊厳の確保と住民の基本的人権の擁護に資するため、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
  - イ 個人識別符号が含まれるもの
- （2） 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。
- （3） 要配慮個人情報 行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。
- （4） 実施機関 管理者、監査委員及び議会をいう。
- （5） 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- （6） 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を

番号法第26条において準用する場合を含む。)の規定により記録された特定個人情報をいう。

(7) 公文書 東紀州環境施設組合情報公開条例(令和3年東紀州環境施設組合条例第7号)第2条第2号に規定する公文書をいう。

(8) 事業者 法人等(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。)及び事業を営む個人をいう。

(9) 個人情報の開示 実施機関が定める方法により、公文書の性質に応じて、個人情報の記録された当該公文書を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付すること等をいう。

(10) 個人情報ファイル 個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の趣旨を遵守し、個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する組合の施策に協力するとともに、事業の実施による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(住民の責務)

第5条 住民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する組合の施策に協力するとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、当該他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

## 第2章 個人情報の適正な取扱い

(個人情報取扱事務の届出等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を管理者に届け出なければならない。

(1) 個人情報取扱事務の名称

(2) 個人情報取扱事務の目的

(3) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称

- (4) 個人情報の対象者の範囲
  - (5) 個人情報の記録項目
  - (6) 個人情報の収集方法
  - (7) 要配慮個人情報の有無
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定により届出のあった事項を変更し、又は当該届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を管理者に届け出なければならない。
- 3 管理者は、前2項に規定する届出を受けたときは、当該届出のあった事項について、一般の縦覧に供しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、組合の職員又は職員であった者に関する事務については、適用しない。

(個人情報の収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明らかにし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき。
  - (2) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき。
  - (3) 他の実施機関から提供を受けるとき。
  - (4) 出版、報道等により公にされているとき。
  - (5) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (6) 所在不明、心神喪失等の理由により、本人から収集することが困難なとき。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、東紀州環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和3年東紀州環境施設組合条例第9号）に規定する東紀州環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で、公益上必要があると実施機関が認めるとき。
- 3 実施機関は、前項第5号又は第7号の規定により個人情報を本人以外から収集したときは、次に掲げる事項を管理者に届け出るとともに、一般の縦覧に供しなければならない。
- (1) 収集の目的
  - (2) 本人以外から収集した理由
  - (3) 収集した個人情報の項目
- 4 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき又は審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が

認めるときは、この限りでない。

(個人情報の利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を収集した目的以外に利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 同一の実施機関内で利用し、又は他の実施機関に提供する場合で、個人情報を利用し、又は提供することが当該実施機関の所掌事務の遂行に必要かつ不可欠のものであり、かつ、当該利用又は提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上必要があると実施機関が認めるとき。

2 実施機関は、個人情報を利用し、又は実施機関以外のものに提供する場合においては、行政目的に照らして必要最小のものとしなければならない。

3 実施機関は、実施機関以外の者に個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受ける者に対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

4 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認める場合を除き、実施機関以外の者に対して、通信回線により結合された電子計算機(実施機関の保有する個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にあるものに限る。)を用いて、個人情報を提供してはならない。

(特定個人情報の利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、特定個人情報を収集した目的以外に利用し、又は番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、実施機関以外のものに提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のため必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報(情報提供等記録を除く。)を利用することができる。

(個人情報の適正管理)

第10条 実施機関は、個人情報を適正に維持管理し、その管理する個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び損傷の防止その他の

個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報について復元できない方法により確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存されるものについては、この限りでない。

(委託に伴う措置等)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部の処理を委託（再委託を含む。次項第1号において同じ。）しようとするときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、次の場合について準用する。

- (1) 実施機関から前項に規定する処理の委託を受けたものが受託した事務を行う場合

- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が、同法第244条第1項に規定する公の施設を管理するに当たって個人情報取扱事務を行う場合

- 3 前項各号に規定する個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務により知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

### 第3章 個人情報の開示、訂正請求等

(開示請求)

第12条 何人も、実施機関に対して、当該実施機関が保有している自己に係る個人情報（第6条第4項に規定する事務に係るものを除く。第19条第1項、第22条第1項及び第25条において同じ。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」という。）は、本人に代わって開示請求をすることができる。

- 3 死亡した者に係る個人情報の開示請求は、相続人その他当該死亡した者の法的地位を継承した者を当該個人情報の本人とみなして、前2項の規定を適用する。

(開示しないことができる個人情報)

第13条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれているときは、当該個人情報の開示をしないことができる。

- (1) 第三者に関する情報が含まれる情報であつて、開示請求した者（以下「開示請求者」という。）に開示することにより、当該第三者の正当な権利利益を害するもの

- (2) 法人等（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で

- あって、開示請求者に開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの
- (3) 開示請求者に開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報
  - (4) 組合の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討、協議、調査研究等に関する情報であって、開示請求者に開示することにより、当該事務事業に係る意思決定に著しい支障を生ずるおそれのあるもの
  - (5) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する情報であって、開示請求者に開示することにより、当該事務事業の適切な執行に著しい支障を生ずるおそれのあるもの
  - (6) 組合の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う監査、検査、取締り、試験、契約、交渉、争訟等の事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの
  - (7) 法令又は条例の定めるところにより、本人に開示することができないと認められる情報
  - (8) 前条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求した場合において、開示することにより当該本人の利益に反するおそれのある情報
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上開示しないことが適当であると認められる情報
- (部分開示)

第14条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき当該個人情報の開示をしなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されてないと認められるときは、この限りでない。

(個人情報の存否に関する情報)

第15条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えることにより非開示情報を開示することとなると認められるときは、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求の手続)

第16条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。ただし、開示請求に係る公文書が、刊行物その他実施機関が開示請求書の提出を要しないと認めたものについては、この限りでない。

- (1) 開示請求しようとする者の氏名及び住所

(2) 開示請求に係る個人情報記録されている公文書の名称その他開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人（第12条第3項の規定により本人とみなされる者を含む。）であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（開示請求に対する決定等）

第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（第15条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。以下同じ。）は、その旨の決定をし、開示請求者に対し書面により通知しなければならない。

3 前2項の場合において、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき又は一部を開示する旨の決定をしたときは、開示請求者に対し当該決定の理由（当該決定の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該決定の理由及び当該期日）を付記しなければならない。

4 第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求書を受理した日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

5 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に開示決定等をする事ができないときは、当該期間を、開示請求書を受理した日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長する期間及び理由を書面により通知しなければならない。

6 開示請求に係る個人情報著しく大量であるため、前項の規定により期間を延長してもなお諾否の決定をする事ができない場合は、開示請求に係る個人情報のうち相当の部分について当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前項の期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの個人情報について開示決定等をする期限

(第三者に対する意見書の提出の機会の付与等)

第18条 実施機関は、前条第1項の決定(以下「開示決定」という。)を行う場合において、開示請求に係る個人情報に組合及び開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、当該第三者に対し、実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第19条 実施機関は、第16条第1項ただし書又は第17条第1項の規定により個人情報を開示するときは、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については実施機関が定める方法により行う。この場合において、開示請求者は、実施機関に自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人(第12条第3項の規定により本人とみなされる者を含む。)であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

2 実施機関は、前項に規定する閲覧の方法による個人情報の開示にあつては、当該個人情報記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、第14条の規定により個人情報の一部を開示するとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(自己情報の訂正請求)

第20条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有している自己に係る個人情報について、事実の誤りがあると認めるときは、当該個人情報の訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

2 第12条第2項及び第3項の規定は、前項の訂正請求について準用する。

(訂正請求の手續)

第21条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求に係る個人情報の箇所及び内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正等を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示しなければならない。



3 第16条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求に対する決定等)

第22条 実施機関は、前条第1項の規定による訂正請求があったときは、当該請求があった日から起算して30日以内に、当該訂正請求に対する諾否を決定し、速やかに当該決定の内容を同条に規定する訂正申請書を提出した者（以下「訂正請求者」という。）に通知しなければならない。ただし、前条第3項の規定により準用する第16条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定による訂正する旨の決定をしたときは、速やかに訂正請求に係る個人情報の訂正をしなければならない。

3 前項の場合において、必要があると認めるときは、実施機関は、訂正に係る個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外の者に限る。））に対し、速やかに、書面によりその旨を通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定による訂正しない旨を決定したときは、当該決定の理由を付記しなければならない。

5 第17条第5項及び第6項の規定は、訂正請求に対する決定について準用する。

(自己情報の削除請求)

第23条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有している自己に係る個人情報について第7条の規定に違反して収集したと認める者は、当該個人情報の記録の削除を請求（以下「削除請求」という。）をすることができる。

2 第12条第2項及び第3項の規定は、前項の削除請求について準用する。

(削除請求の手續)

第24条 削除請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「削除請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

(1) 削除請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 削除請求に係る個人情報の箇所、内容及び理由

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第16条第2項及び第3項の規定は、削除請求について準用する。

(削除請求に対する決定等)

第25条 第22条の規定は、削除請求に対する決定について準用する。

(自己情報の利用停止請求)

第26条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有している自己に係る個人情報（特定個人情報は除く。以下この項において同じ。）について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところ

により、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第7条の規定に違反して収集されているとき又は第8条の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止

(2) 第8条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 第12条第2項及び第3項の規定は、前項の利用の停止又は提供の停止(以下「利用停止請求」という。)について準用する。

(特定個人情報の利用停止請求権)

第27条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有している特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例に定めるところにより、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用停止に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、又は、第9条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルという。)に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止

2 第12条第2項及び第3項の規定は、前項の利用の停止若しくは消去又は提供の停止について準用する。

(利用停止請求の手續)

第28条 利用停止請求をしようとする者(以下「利用停止請求者」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1) 利用停止請求者の氏名及び住所

(2) 利用停止請求に係る個人情報の箇所、内容及び理由

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第16条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

(利用停止請求に対する決定等)

第29条 第22条の規定は、利用停止請求に対する決定について準用する。

(自己情報の是正の申出)

第30条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有している自己に係る個人情報の取扱いが、この条例の規定に違反して不適正であると認めるときは、当該個人情報の取扱いの是正を申し出ることができる。

2 前項の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を実施

機関に提出しなければならない。

- (1) 是正の申出をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 是正の申出に係る個人情報の箇所及び内容
- (3) 是正を求める取扱いの内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

3 第16条第2項の規定は、是正の申出について準用する。

4 実施機関は、第2項の規定による是正の申出があったときは、必要な調査を行い、速やかに当該是正の申出に対する諾否を決定し、当該決定の内容を同項に規定する書面を提出した者に通知しなければならない。

5 実施機関は、前項の場合において、是正の申出の内容を勘案して必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。

6 実施機関は、第4項の規定による是正する旨を決定したときは、速やかに是正の処理をしなければならない。

(費用負担)

第31条 第19条第1項の規定により公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用の範囲内で実施機関が定める額を負担しなければならない。

2 実施機関は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、前項の費用を減免することができる。

#### 第4章 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第32条 開示決定等若しくは第22条第1項(第25条及び第29条において準用する場合を含む。)の決定(次条第1項において「訂正決定等」という。)又は開示請求、訂正請求、削除請求若しくは利用訂正請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は適用しない。

(審査会への諮問)

第33条 実施機関は、開示決定等若しくは訂正決定等又は開示請求、訂正請求、削除請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が、不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合(当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の削除をすることとする場合
- (5) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の

利用停止をすることとする場合

- 2 実施機関は、審査会が前項の規定による諮問に対する答申をしたときは、これを尊重し、速やかに当該審査請求に対する裁決をしなければならない。  
(諮問の通知)

第34条 前条第1項の規定により諮問した実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）  
(2) 開示請求者、訂正請求者及び利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）  
(3) 当該審査請求人に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）  
(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第35条 第18条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決  
(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

## 第5章 雑則

(国等との協力)

第36条 管理者は、事業者の保有する個人情報の取扱いについて、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に協力を要請し、又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の協力の要請に応ずるものとする。

(苦情の処理)

第37条 実施機関は、その保有する個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。

- 2 管理者は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情の相談があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。

(管理者の調整)

第38条 管理者は、管理者以外の実施機関に対し、個人情報保護制度の運用について必要があると認めるときは、報告を求め、又は助言することができる。

(他の制度との調整)

第39条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報（特定個人情報は除く。以下この項において同じ。）については、適用しない。

(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る同条第11項に規定する調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る同法第2条第11項に規定する調査票情報に含まれる個人情報

2 他の法令等（東紀州環境施設組合情報公開条例を除く。）の規定により、個人情報の開示、訂正、削除、利用停止その他個人情報の取扱いに関する手続の定めがあるときは、その定めるところによる。

（運用状況の公表）

第40条 管理者は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめて公表するものとする。

（委任）

第41条 この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。